

議案第203号

さいたま市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例

さいたま市空き家等対策協議会条例（平成28年さいたま市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。次条において「法」という。） <u>第8条第1項</u> の規定に基づき、さいたま市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。次条において「法」という。） <u>第7条第1項</u> の規定に基づき、さいたま市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
(所掌事務) 第2条 協議会は、 <u>法第7条第1項</u> に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を調査審議する。	(所掌事務) 第2条 協議会は、 <u>法第6条第1項</u> に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を調査審議する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。